



発行 新潟県
第 64 号
 平成24年8月17日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1015 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の変更の指定（環境対策課）
- 1016 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1017 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1018 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1019 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1020 公共測量の実施通知（監理課）
- 1021 公共測量の実施通知（監理課）
- 1022 公共測量の実施通知（監理課）
- 1023 公共測量の終了（監理課）
- 1024 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1025 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1026 都市計画事業の認可（都市政策課）
- 1027 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

大規模小売店舗の変更（商業振興課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 41 審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1015号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、平成21年7月17日新潟県告示第989号により指定した形質変更時要届出区域を次のとおり変更して指定する。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更前の形質変更時要届出区域
 燕市小池3660番1の一部、3660番4の一部及び5139番1の一部
- 2 変更後の形質変更時要届出区域
 燕市小池字中通3660番4の一部及び3660番5の一部並びに燕市小池字上通5139番1の一部

◎新潟県告示第1016号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市上野字城別当809の35 (次の図に示す部分に限る。)・809の36・809の49から809の51・字仕切沢810の9・810の13・810の14 (以上8筆国有林)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1017号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の小布勢土地改良区の定款の変更を平成24年8月7日認可した。

平成24年8月17日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1018号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、燕市及び新潟市の一部を受益地域とする県営本町地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年8月20日から平成24年9月14日まで

3 縦覧に供する場所

燕市役所分水庁舎及び新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1019号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、平岩要作ほか63名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成24年8月20日から平成24年9月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月17日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市 平岩要作ほか63名	下山河渡浜谷内	区画整理	換地計画書の写し	新潟市東区役所

1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新潟地域振興局長に申し出ることができる。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1020号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（座標補正：地図情報レベル2500）
公共測量（修正測量：地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 平成24年7月18日から平成25年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟市：市内全域 中央区

◎新潟県告示第1021号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成24年8月1日から平成25年3月12日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第1022号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、聖籠町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（世界測地系へ座標変換）
- 2 作業期間 平成24年8月20日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 北蒲原郡聖籠町内 8.2k㎡

◎新潟県告示第1023号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）坂井川右岸地区確定測量）
- 2 作業期間 平成23年8月8日から平成24年6月20日まで
- 3 作業地域 新発田市 三日市、早道場、上小松、東宮内、中妻、蔵光、麓、黒岩、新屋敷、新保小路、上館、下中、下今泉、館野小路、金津、荷谷、下中山、向中条ほか地内

◎新潟県告示第1024号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和屋屋敷添地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ沢地区	妙高市大字東菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北ノ沢川地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流

上濁川(1)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川(2)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川(3)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	地すべり
芦ノ沢地区	妙高市大字大貝	次の図のとおり	地すべり
虫生岩戸(1)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫生岩戸(2)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫生岩戸(3)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩戸谷(1)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
岩戸谷(2)地区	上越市大字五智国分	次の図のとおり	土石流
御滝川地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
荒手川地区	上越市大字虫生岩戸・大字長浜	次の図のとおり	土石流
虫生岩戸地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
虫生岩戸地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水沢新田地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢新田北地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(4)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(5)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊沢地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
水沢川地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
岩の沢川地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
ミツキ沢(1)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流

ミツキ沢(2)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
ミツキ沢(3)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
小屋柄川地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢川地区	魚沼市水沢・茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢(2)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
茂沢地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	地すべり
中山地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	地すべり
茂沢(1)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(2)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(3)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(3)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢(4)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢(1)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1025号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年8月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和屋敷添地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芦ノ沢地区	妙高市大字東菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北ノ沢川地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川(1)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流
上濁川(2)地区	妙高市大字上濁川	次の図のとおり	土石流

虫生岩戸(1)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫生岩戸(2)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫生岩戸(3)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩戸谷(1)地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
御滝川地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流
荒手川地区	上越市大字虫生岩戸・大字長浜	次の図のとおり	土石流
虫生岩戸地区	上越市大字虫生岩戸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水沢新田地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢新田北地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(4)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(5)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水沢川地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
ミツキ沢(2)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
ミツキ沢(3)地区	魚沼市水沢	次の図のとおり	土石流
茂沢(1)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(3)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茂沢(3)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢(4)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流
茂沢(1)地区	魚沼市茂沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1026号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成24年 8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・526号寄居浜女池線
- 3 事業施行期間
平成24年 8月17日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
新潟市中央区白山浦2丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第1027号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年 8月17日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年 8月 2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
見附市本所1丁目351番1	5.00	35.99

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年 8月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651外
設置者 株式会社ウオロクほか2者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
（変更前）有限会社植松時計店ほか17者
（変更後）有限会社植松時計店ほか14者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
・高橋 幸一
（変更前）ブティックシェル

- (変更後) 高橋 幸一
- ・ほか2者
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- ・高橋 幸一
(変更前) 新発田市中央町3丁目6番18号
(変更後) 新発田市長畑219番地
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- ・菖栄ライフ株式会社
(変更前) 代表取締役 齊藤 経世
(変更後) 代表取締役社長 齋藤 経世
- 3 変更年月日
平成21年7月1日
- 4 変更の理由
小売業者の変更及び名称等の修正
- 5 届出年月日
平成24年8月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年8月17日から平成24年12月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、生化学自動分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年8月17日

新潟県立精神医療センター院長 丸山 直樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
生化学自動分析装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年12月10日(月)
- (4) 納入場所
新潟県立精神医療センター
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 940-0015
新潟県長岡市寿2丁目4-1
新潟県立精神医療センター経営課
電話番号 0258-24-3930 内線128

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成24年8月27日(月)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

- 平成24年8月31日(金)午前11時00分
新潟県立精神医療センター 大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

平成24年4月8日執行の佐渡市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、佐渡市羽茂本郷4036番地本間武

雄から提起された審査の申立てに対し、平成24年 8 月10日次のとおり裁決した。

平成24年 8 月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

裁 決 書

審査申立人 新潟県佐渡市羽茂本郷 4036 番地
本間 武雄

上記審査申立人から平成 24 年 5 月 15 日付けで提起された平成 24 年 4 月 8 日執行の佐渡市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立ては、これを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成 24 年 4 月 8 日執行の佐渡市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関し佐渡市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年 5 月 2 日、これを棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をした。申立人はこれを不服として当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における最下位当選人である村川四郎と笠井正信のうち、いずれか 1 名の当選は無効であるとの裁決を求めるというものであり、その理由は次のとおりである。

- 1 昭和30年 3 月 2 日の最高裁判所の判決で「山や」が中山文次郎の有効票になったことで、通称の有効票の扱いは定着している。
- 2 しかし、市委員会は、竹内道廣の「ダイカツ」、渡辺慎一の「へんじんもっこ」の商標である通称を無効扱いとした。
- 3 申立人の通称は「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」、「たけ」である。

この通称の 4 票を無効にした結果、申立人が 3 票差で落選したもので、これを有効票とすれば、申立人は 1,243 票となり当選者になる。票の再点検をされたいと異議を申し出たが、市委員会はこれを棄却した。

裁決の理由

当委員会は、本件審査申立書の要件審理において一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出され、適法となったので、本件審査申立書を受理し、市委員会に弁明書の提出を求め、これを徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求めたが、反論書の提出はなかった。

また、市委員会から本件選挙の関係書類を徴するとともに、申立人に対して審尋を行った。さらに、本件選挙において申立人が届出をした選挙立会人並びに市委員会委員長及び書記に対する証人尋問を実施し、慎重に審理を行った。その結果は次のとおりである。

1 当委員会が認定する事実

当委員会は、前記書類等から次のとおり事実関係を認定した。

(1) 審査の申立ての要旨の理由 1 について

ア 申立人が引用する最高裁判決の日付は「昭和30年 3 月 2 日」ではなく「昭和30年 3 月11日」であり、候補者の氏名は「中山文次郎」ではなく「中川文次郎」である。

イ 上記の最高裁判例は、候補者の屋号である「山中屋」が選挙長に対して通称の届出がなされている上で、「山中屋」が候補者の通称である場合は、「∧中や」又は「∧中ヤ」と記載されている投票は、単に「∧」が文字でないという理由で無効とすべきではなく、いずれも候補者に対する有効投票と解すべきであったとした最高裁判例である。

ウ 申立人が自らの通称であると主張する「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」は、本件選挙において選挙長の通称認定を受けていない。なお、本件選挙において、申立人は「本間たけお」で通称認定を求め、選挙長の通称認定を受けている。

(2) 審査の申立ての要旨の理由2について

証人尋問において、「ダイカツ」及び「へんじんもっこ」と記載された票は、本件選挙の選挙会において無効とされたという証言を得た。

(3) 審査の申立ての要旨の理由3について

ア 本件選挙における申立人の得票数は1,239票であり、最下位当選人の得票数は1,242票である。

イ 申立人は、本件審査申立書において、「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」と記載された票が本件選挙の選挙会において無効とされた旨の主張をしたが、審尋において申立人の当該主張及び上記の票が存在したということ自体が申立人の推測であることが確認された。また、証人尋問においても上記の票が存在したという証言は得られなかった。

ウ 本件選挙の選挙会において、投票の効力は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第67条の規定により、選挙立会人の意見を聴いた上で選挙長が決定しており、適正な手続を経て投票の効力の決定がされた。

エ 証人尋問において、本件選挙の選挙会における投票の効力判定並びに選挙録の署名及び押印時に、疑問票の扱いについて選挙長及び選挙立会人のいずれかが異議を唱えるような場面はなかったという証言を得た。

2 当委員会の判断

上記当委員会が認定する事実に基づいて判断する。

申立人は、自らの通称であると主張する「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」と記載された票が申立人に対する有効投票になる根拠として、昭和30年3月11日の最高裁判例を用いている。しかし、この最高裁判例において、候補者の屋号である「山中屋」が選挙長に対して通称の届出がなされていることに對し、本件選挙において、申立人は「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」について、選挙長の通称認定を受けていない。前提となる事実が異なるため、この最高裁判例をもって、上記の票が申立人に対する有効投票になる根拠であると認めることはできない。

次に、当選無効の原因とは「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高裁判決）と判示されているため、当委員会は、本件選挙の選挙会における投票の効力の決定に違法がなかったかどうかを調査した。その結果、投票の効力は、公職選挙法第67条の規定により、選挙立会人の意見を聴いた上で選挙長が決定しており、適正に投票の効力の決定が行われていた。したがって、当選無効の原因となり得る違法は本件選挙において認められない。

また、審尋において、「ほんたけ」、「長四郎」、「ほん長」及び「たけ」と記載された票が存在したということ及びこれらの票が本件選挙の選挙会において無効とされたという申立人の主張は申立人の推測であることが確認された。さらに、証人尋問においてもこれらの票が存在したという証言が得られなかったことから、申立人の主張は単なる憶測による疑念を述べているに過ぎないものと判断する。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成24年8月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉明